「横浜市立図書館資料管理規則」新旧対照表（下線部が改正部分）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正案 |
| (図書館資料の出納簿及び管理簿)  第３条　図書館資料の出納、保管その他に係る記録は、帳簿によらず横浜市立図書館情報システム(以下「図書館システム」という。)によって管理する磁気ディスク(横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程(平成17年８月横浜市教育委員会達第６号)第２条第４号に規定する記録媒体をいう。)により調製することができる。 | (図書館資料の出納簿及び管理簿)  第３条　図書館資料の出納、保管その他に係る記録は、帳簿によらず横浜市立図書館情報システム(以下「図書館システム」という。)によって管理する磁気ディスク(横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程(令和５年３月31日横浜市教育委員会達第４号)第２条第６号に規定する記録媒体をいう。)により調製することができる。  附　則（令和６年１月教委規則第３号）  この規則は、令和６年１月15日から施行する。 |